

ID: 106

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	村田町子ども医療費の助成に関する条例 第12条		
例規番号	平成16年条例第9号		
【基準】 第12条の規定による。 (助成金の返還) 第12条 町長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日